

2021年度「不正防止計画」

| 不正発生要因等を踏まえた主な取組と課題※ | 今後の不正防止に向けた対策（検討の方向性） |
|---|--|
| <p>【公的研究費 第2節 (3)】 【不正行為対応 第2節1 (1)】 不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、所属する研究者及び研究支援者に対して、研究倫理教育（コンプライアンス教育を含む）を実施している。未だ受講率100%を達成できていないことは喫緊の課題である。</p> | 不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、引き続き、所属する研究者及び研究支援者に対して研究倫理教育（コンプライアンス教育を含む）を実施する。統括責任者とコンプライアンス推進責任者との連携を強化する等、受講率が100%となるよう、対象者に確実な受講を求める。 |
| <p>【公的研究費 第4節】 構成員と業者の癒着を防止するために、業者に対し誓約書の提出を求め、併せて不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針等を周知している。2015年度に、過去2年度間に本学と2回以上、物品調達に係る取引のあった業者から誓約書を回収して以降、回収に係るルール（対象、時期、回数等）を定められていないことが課題である。</p> | 構成員と業者の癒着を防止するために、引き続き、業者に対し誓約書の提出を求め、併せて不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針等を周知する。また、誓約書の回収に係るルール（対象、時期、回数等）を定め、それに基づき定期的に回収するよう改める。 |
| <p>【公的研究費 第4節】 第三者からの実効性のあるチェックが機能するよう、購入する物品や特殊な役務に対して、物件検収センター及び物件検収センター分室において検収を実施している。更なる充実に向けて、預け金が発生しないよう、検収方法の適切性を確認する必要がある。</p> | 第三者からの実効性のあるチェックが機能するよう、引き続き、購入する物品や特殊な役務に対して、物件検収センター及び物件検収センター分室において検収を実施する。また、検収方法の適切性を確認する方法について検討し、必要に応じて「学校法人龍谷大学固定資産及び物品調達規程第34条第3項にかかる運用細則」を改正する。 |
| <p>【公的研究費 第4節】 出張計画の実行状況等を把握・確認できるよう、出張旅費に係る研究費支出の申請時に、用務内容、訪問先等を記載した書面（指定様式）、航空券の半券、宿泊証明書等の提出を研究者に求めている。一方で、宿泊証明書の取得が研究者の負担となっており、改善の余地がある。</p> | 出張計画の実行状況等を把握・確認できるよう、引き続き、出張旅費に係る研究費支出の申請時に、用務内容、訪問先等を記載した書面（指定様式）、航空券の半券等の提出を研究者に求める。また、研究活動をより円滑に推進すべく、研究者の負担軽減の観点から、文部科学省事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」を踏まえて、宿泊証明書に代わる宿泊先等の確認方法を検討する。 |
| <p>【不正行為対応 第2節1 (2)】 研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程第14条第7項にかかる運用細則」を定め、研究者に研究データ等の保存・開示を義務づけている。一方で、研究データ等の保存状況の確認は、コンプライアンス推進責任者に一任しており、改善の余地がある。</p> | 研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、引き続き、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程第14条第7項にかかる運用細則」に基づき、研究者に研究データ等の保存・開示を義務づける。また、研究データ等の保存状況について、より効果的な確認方法を検討する。 |
| <p>【第2節 209 啓発活動の実施について】 啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての構成員を対象として組織の隅々まで行き渡るような方法で実施している。</p> | 不正を起こさせない組織風土の形成のため、「啓発活動実施計画」を策定し、実施する。 |
| <p>【第2節 221 ルールの周知について】 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底している。</p> | 対象となる学生に対して、競争的研究費等による謝金、旅費の支給ルールを周知するチラシを作成し配布する。 |
| <p>【第6節 606 専門的知識を有する者の活用について】 専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図っている。</p> | 現在、内部監査室が行っている科研費等監査と同様の監査を依頼するのではなく、① 内部監査室の監査結果を踏まえ、同室がコメントを付した監査対象についてのみ監査をするか、または、② 内部監査室が監査対象とした中から公認会計士がピックアップして監査をするか、いずれにしても対象範囲を抑えた形で依頼すること、または、外部の専門家等に研修・指導を受けた上で自機関の職員による内部監査を実施する。 |